

札幌市におけるフリーランス法説明会・個別相談会の開催について

令和 6 年 9 月 1 1 日
公正取引委員会事務総局
北海道事務所

公正取引委員会は、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス法」といいます。）の令和 6 年 1 1 月 1 日の施行に向けて、フリーランス法の認知度を高めるとともに、違反行為の未然防止を図るため、説明会を実施しています。

このたび、北海道事務所では、その一環として、北海道に所在するフリーランス法所管官庁である北海道経済産業局及び北海道労働局と合同で、下記のとおり説明会を開催することとしました。

参加を御希望の方は、下記の申込方法から申込みをお願いします。

記

- 1 日 時 令和 6 年 1 0 月 1 1 日（金） 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 1 5
- 2 場 所 カナモトホール（札幌市民ホール） 第 1 会議室
札幌市中央区北 1 条西 1 丁目
- 3 対象者 フリーランスと取引を行う事業者及びフリーランス
- 4 内 容 (1) フリーランス法の説明
(取引の適正化パート)
公正取引委員会事務総局北海道事務所 担当職員
(就業環境の整備パート)
厚生労働省北海道労働局 担当職員
(2) 個別相談会
※ 職員が個別に質問等にお答えします。
- 5 申込方法 以下の URL からお申し込みください（先着 5 0 名）。
https://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/freelance_setsumeikai.html

※ 当日の取材を御希望の報道機関におかれましては、前日までに、問い合わせ先へ御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局北海道事務所 取引課
電話	0 1 1 - 2 3 1 - 6 3 0 0（代表）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/